

品川区保育所等の利用調整基準の一部改正について

認可保育園利用等の利便性向上のため、冊子「保育園のご案内」の見直しや、質問形式により必要書類がわかる Web サービス「手続きガイド」・保育園案内に関する「AI チャットボット」を導入し、積極的に保護者へ情報提供に努めてきた。利用調整における運用についても定期的に見直しているところであるが、この度、令和5年4月入園における利用調整基準を改正したため報告する。

1 目的

令和5年4月入園審査より運用および書式について見直し、利用調整基準における保護者間の公平性確保および保護者・企業の負担軽減を図る。

2 改正内容

(1) 利用調整基準の運用変更【公平性確保】

就労要件について、申請締切日までの勤務実績をもとに指数認定していたため、4月入園の場合、申請締切日（例年11月下旬）直前から勤務開始した保護者は指数が低くなっていた。そのため、**就労要件の指数認定基準日を変更し、入園月までの勤務状況をもとに指数認定する。**

(2) 書式の新設および変更【負担軽減】

①書式の新設

下記について、品川区所定書式を作成した。

	改正後	改正前
疾病・障害の指数認定方法	医師が証明した病状内容で指数認定	①診断書 ②保護者への病状聞き取り ①②の内容をもとに指数認定
就学の指数認定方法	学校が証明した就学内容で指数認定	①在学証明書 ②就学カリキュラム等 ③就学時間・日数の計算 ①②③の内容をもとに指数認定
品川区外からの入園申請要件	転入する旨の保護者からの誓約書をもって申請受付	転入予定が確認できる書類（賃貸借契約書等）をもって申請受付

②書式の変更

就労要件の必要書類である**勤務（内定）証明書**および**就労状況申告書**について、必要項目を限定する等書式を簡素化した。

(3) 周知【負担軽減】

令和5年4月入園受付開始案内および新書式提示について例年より早めた9月に公開し、保護者の申請書類等の準備期間を約2か月から約3か月に延ばした。